

令和7年5月23日

学長裁定

本資料は『和歌山大学 研究データ管理・公開ポリシー』（以下「本ポリシー」）の全文及び1～6の各項目について用語の意味や背景等について解説するものである。

和歌山大学（以下「本学」という。）は、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を研究、教授し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、社会に寄与する有為な人材を育成することを使命とする。

この目的のもと、本学における研究活動により生み出された研究データについて適切に管理・保存し、公開・利活用の原則を定めるものである。

（１）ポリシー策定の目的とその背景

『和歌山大学学則』第1条にて、「和歌山大学は、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を研究、教授し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と定められており、この目的を果たすために必要なものとして、本ポリシーを定めるものである。

また、研究データそのものを研究成果と捉え、オープン化を進める動きは世界的な潮流であり、配分機関や内閣府からも研究データの取り扱いについて要請がなされている現状がある。内閣府「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月閣議決定）においては、機関リポジトリを有するすべての大学において2025年までに研究データポリシーの策定率が100%になること、及び公募型の研究資金の新規公募分において研究データ管理計画（Data Management Plan：DMP）を定めることが示されている。加えて、研究データポリシーを策定している機関と策定していない機関間での研究データの移管について、不都合が生じる可能性も考えられる。

以上の背景から、これからの学術流通の変化に対応し、本学における研究者の研究活動を支えるための基本方針を定める研究データポリシーを策定することとした。

【参考資料】内閣府「第6期科学技術・イノベーション基本計画」：

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

（２）研究データの運用規定について

研究分野や研究プロジェクトの多様性から、研究データの公開に関して一律に扱うことは困難である。各研究分野における特性の違いを踏まえ、本ポリシーで定める研究データの管理、保存及び利活用を推進するための方針の詳細や手順、規則等の具体的取り組みは、必要に応じて本学の各部局等で実施することが望ましい。

(研究者の定義)

1. 本ポリシーにおける「研究者」とは、本学の教職員、学生、受入研究員など、本学における研究に携わる全てのものとする。

(1) 研究者の定義

(常勤・非常勤を問わず) 本学と雇用関係にある者のみならず、本学が定める各規程に基づき、本学に受け入れた学生及び研究員を含む。

(研究データの定義)

2. 本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学研究者の研究活動を通じて収集または生成されたデータのことをいい、デジタル・非デジタルを問わない。

(1) 研究データの定義

本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者が、共同研究や施設・設備の利用等により、本学において行った研究活動を通して収集または生成したデータも含まれる。ただし、どのような範囲までを本ポリシーの適用範囲とするかについては、各研究分野の特性や研究データの性質、研究の実施体制等により異なると考えられることから、それらを考慮し、他機関の研究者と協議し、研究データの管理者を定めた上で、当該研究者が定めるものとする。

研究素材として収集又は生成した一次データだけでなく、それらを分析・処理して生成された加工データや解析データ等も含む。またそれらデータを説明する資料も含む。形態としては、数値、画像、テキスト、試料など、あらゆる形態が含まれる。以下に例示する。

観測データ

試験データ

調査データ

実験ノート

音声・映像などの視聴覚情報

プログラム

写真

標本

史資料

メタデータ (データ内容を説明するための情報データ)

その他それらを作成するための素材等

【参考】「管理対象データ」に付与するメタデータは、次のとおりとされている。

メタデータ (データを説明 するための情 報)	メタデータの共 通項目	1. 資金配分機関情報 (必須※) 2. 体系的番号におけるプログラム情報コード (任 意) プログラム名 (任意) 3. 体系的番号 (必須※) プロジェクト名 (必須※) 4. データ No. (必須) 5. データの名称 (必須) 6. 掲載日・掲載更新日 (必須) 7. データの説明 (必須) 8. データの分野 (必須※) 9. データ種別 (必須 (選択式)) 10. 概略データ量 (任意) 11. 管理対象データの利活用・提供方針 (必須) アクセス権 (必須 (選択式)) 公開予定日 (必須) 12. リポジトリ情報 (必須) リポジトリ URL・DOI リンク (任意) 13. データ作成者 (任意) データ作成者の e-Rad 研究者番号 (任意) 14. データ管理機関 (必須) データ管理機関コード (任意) データ管理者 (必須) データ管理者の e-Rad 研究者番号 (任意) データ管理者の連絡先 (必須) 15. 備考 (任意)
	資金配分機関が 求める項目	
	研究開発を行う 機関が求める項 目	

・「必須※」…公募型の研究資金による研究活動の場合

【参考資料】 内閣府「ムーンショット型研究開発制度におけるメタデータ説明書 (第 3.1 版)」(2023 年 3 月 31 日): https://www8.cao.go.jp/cstp/ms_metadatainstructions.pdf

(2) 以前に在籍した機関で取得した研究データの取り扱いについて

本学研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した学術データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合は、本ポリシーの対象となる。

(研究者の権利と責務)

3. 研究者は、研究データの管理を行う権利を有するとともに、その法的及び倫理的要件、契約等に従って研究データ管理を実施する責務を有する。

(1) 研究データの管理

文部科学省「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日)にあるように、公的資金による研究開発の過程で生み出された研究データのうち、大学等機関や資金配分機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものを「管理対象データ」とする。

管理対象データについては、データを説明するための情報であるメタデータを付与して管理する。研究者は管理対象データを次のとおり公開・共有の可否を定め、利活用を図る。

公開データ：一般に任意の者に利活用可能な状態で供する研究データ

共有データ：共同研究等、アクセス権を付与された限定された者にのみ利活用可能な状態で供する研究データ

非共有・非公開データ：公開も共有もしない研究データ

【参考資料】 文部科学省「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日)：

https://www.mext.go.jp/content/20210608-mxt_jyohoka01-000015787_06.pdf

研究データ	保存対象データ	デジタル	管理対象データ	公開
				共有
				非共有・非公開
		管理対象外データ		
		非デジタル		
	保存対象外のデータ			

(2) 研究データ管理の具体的な流れ

- ・データ管理計画(DMP: Data Management Plan)を作成する。
- ・収集又は生成した研究データについて、保存の必要性を判断する。
- ・「管理対象データ」の範囲を定める。
- ・「管理対象データ」に係る「メタデータ」を作成する。
- ・「管理対象データ」を「公開データ」「共有データ」「非共有・非公開データ」に区分する。

・「公開データ」を公開する。

（３）研究データの保存

本学では「研究データ保存に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月 24 日）において、「研究資料の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後（起点は、論文が掲載された年月日とする。以下同じ）10 年とする。電子データについては、一次データの整理・保存と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存すること。」「有体物（もの）については当該論文等の発表後 5 年間保存することを原則とする。ただし、保存が本質的に困難な不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料等や、保存に多大な費用や高度な設備を要するものについては、この限りではない。」と定めている。

【参考資料】 和歌山大学「研究データ保存に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月 24 日）：https://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00536844/guideline.pdf

（４）研究データの利活用の促進に優越する事項について

研究データの中には、著作権に代表される知的財産権を有するものが含まれる場合や、個人情報保護法の対象となるもの等が含まれる場合があるが、それらは法により保護されており、それらがもつ権利は本ポリシーに優先して当然守られなくてはならない。また、共同研究、受託研究等の諸契約についても、契約事項が優越する。

加えて、本学では「学外より提供される情報・データの教育研究への利活用に関するガイドライン（令和 6 年 3 月 29 日）」において、「生成される成果物の公表等については、情報・データを提供・供与する企業等の意向に基づくものとする。」と定めているため、該当するデータの公開については、データが提供されるときに交わす契約書等に従い、または相手先企業等の意向に配慮して判断する必要がある。

ただし、保存・公開を予定していない研究データについても、それらのデータを使用する期間中は適切に管理する必要がある。

【参考資料】和歌山大学「学外より提供される情報・研究データの教育・研究活動への利活用に関するガイドライン」（令和 6 年 3 月 29 日 学長裁定）：学内限定公開

（５）研究データの管理権限の委譲

研究データの管理権限は、法令・契約等の範囲において、個人または組織と同意のうえ委譲することができる。ただし、本学における将来の研究活動の妨げにならないよう、権限の取り扱いには十分に配慮しなければならない。

（研究データの公開・利活用）

4. 研究者は、自らが管理する研究データについて、その価値や研究分野の特性等を適宜検討しながら、公開等の手段で利活用を促進するように努める。

(1) 研究データの利活用の促進

研究終了後の研究データは、オープン・アンド・クローズ戦略の判断に基づいて適切に公開するものとし、公開に関しては FAIR 原則に則ることを基本とする。

また、研究分野や法令、契約、データの特性等を検討し、公開すべきものと非公開にすべきものをそれぞれ判断することが求められる。

(参考) FAIR 原則

FAIR とはデータを「Findable (見つけられる)」、「Accessible (アクセスできる)」、「Interoperable (相互運用できる)」、「Reusable (再利用できる)」にするための一連の原則のことを指す。

To be Findable : (見つけられるために)

- F1. (メタ) データが、グローバルに一意で永続的な識別子 (ID) を有すること。
- F2. データがメタデータによって十分に記述されていること。
- F3. (メタ) データが検索可能なリソースとして、登録もしくはインデックス化されていること。
- F4. メタデータが、データ識別子 (ID) を明記していること。

To be Accessible : (アクセスできるために)

- A1. 標準化されたプロトコルを使って、(メタ) データを識別子 (ID) により入手できること。
 - A1.1 そのプロトコルは公開されており、無料で、実装に制限が無いこと。
 - A1.2 そのプロトコルは必要な場合は、認証や権限付与の方法を提供できること。
- A2. データが利用不可能となったとしても、メタデータにはアクセスできること。

To be Interoperable : (相互運用できるために)

- I1. (メタ) データの知識表現のため、形式が定まっていて、到達可能であり、共有されていて、広く適用可能な記述言語を使うこと。
- I2. (メタ) データが FAIR 原則に従う語彙を使っていること。
- I3. (メタ) データは、他の (メタ) データへの特定可能な参照情報を含んでいること。

To be Reusable : (再利用出るために)

- R1. メタ (データ) が、正確な関連属性を豊富にもつこと。
 - R1.1 (メタ) データが、明確でアクセス可能なデータ利用ライセンスとともに公開されていること。
 - R1.2 (メタ) データが、その来歴と繋がっていること。

R1.3 (メタ) データが、分野ごとのコミュニティの標準を満たすこと。

【参考資料】

- ・ FORCE11 : THE FAIR Data Principles : <https://force11.org/info/the-fair-data-principles/>
- ・ NBDC : FAIR 原則 : <https://biosciencedbc.jp/about-us/report/fair-data-principle/>
メタデータおよび管理対象データのアクセス権は下表の組み合わせが存在する。

	公開・共有のパターン					
メタデータ	公開			共有		非共有・ 非公開
管理対象データ	公開	共有	非共有・ 非公開	共有	非共有・ 非公開	非共有・ 非公開

(2) 公開の場所

本学から提供する機関リポジトリ等の公開プラットフォームを利用することを想定している。ただし、ファイルサイズが大容量になる場合や、分野別リポジトリが標準的に広く利用されている研究分野であれば、その限りではない。

(大学の責務)

5. 大学は、研究データの管理、保存及び利活用を推進するための環境を整え、支援する。

(1) 大学の責務の具体例

具体例としては以下のようなものが挙げられる。

- ア. 研究データを管理するためのデジタルプラットフォームの提供及び構築支援
- イ. 研究データ管理計画の策定・実施に関わる支援
- ウ. 研究データを公開するための機関リポジトリ等の公開プラットフォームの提供
- エ. 研究データ公開の際のメタデータ作成支援
- オ. 研究データに関わる契約、法務等の支援
- カ. 研究データ管理及び公開に関する情報提供、助言、教育研究等の機会の提供

(その他)

6. 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。